

信託法 (日本の信託法)

[1]信託とは何か

- 1.信託の実際の例
- 2.信託の構造
- 3.信託を規律する法律
- 4.制度の導入にあたって参照された外国法
- 5.わが国における実際の信託の特徴
- 6.個人間の信託と信託法
- 7.現代社会における信託の役割

[2]信託の基本概念

- 1.信託の定義
- 2.信託における当事者 (その1) 委託者
- 3.信託における当事者 (その2) 受託者
- 4.委託者と受託者の関係
- 5.信託における当事者 (その3) 受益者
- 6.信託財産 (その1)
- 7.固有財産
- 8.自益信託の例
- 9.他益信託の例

[3]信託の成立

- 1.信託の成立原因
- 2.信託契約の成立・信託契約の当事者
- 3.信託契約の効果
- 4.信託財産移転の第三者対抗要件
- 5.信託財産であることの公示 (その1)

[4]信託における内部関係

- 1.受託者の義務
- 2.受託者の善管注意義務
- 3.受託者の帳簿備置義務・財産目録作成義務
- 4.受託者の分別管理義務

5. 受託者の忠実義務
6. 受益者の受益権
7. 受益者の書類閲覧請求権
8. 受託者の報酬を受ける権利
9. 受託者による信託事務の第三者への委託

[5]信託と第三者との関係

1. 信託財産 (その2)
2. 信託財産であることの公示 (その2)
3. 受託者の権限
4. 信託の事務とは無関係に受託者に対して権利を有する者の地位
5. 信託の事務につき受託者に対して権利を有する者の地位 信託が負う債務
6. 信託財産に属する債権と固有財産に属する債務との相殺の禁止
7. 信託財産の独立性
8. 受託者による信託財産の処分 (原則)
9. 受託者による信託財産の処分 (例外)
10. 信託が負う債務の履行
11. 受託者の受益者に対する補償請求権

[6]信託の終了

1. 信託の終了事由
2. 信託の解除
3. 信託の終了による信託財産の帰属

[7]その他の重要な問題 (項目のみ)

1. 遺言による信託
2. 受託者が複数の場合
3. 受託者の任務の終了
4. 受益者が複数の場合
5. 信託契約の変更
6. 信託の併合、分割
7. 「信託財産の破産」について

【参考文献】

- * 四宮和夫、信託法(新版)(有斐閣、1989年)
- * 鴻常夫編、商事信託法制(有斐閣、1998年)
- * 三菱信託銀行信託研究会編著、信託の法務と実務(3訂版)(社団法人金融財政事情研究会、1998年)
- * 商事信託法研究会、商事信託法の研究(有斐閣、2001年)
- * 新井誠、信託法(有斐閣、2002年)

- * 「(シンポジウム)信託法改正の基本問題」私法47号3-77頁(1985年)
- * 「(シンポジウム)信託法改正問題」信託法研究10号1-134頁(1986年)
- * 日本銀行金融研究所「金融取引における受託者の義務と投資家の権利」金融研究17巻1号1-110頁(1998年)
- * 能見善久「現代信託法講義(1)~(7)」信託199号4-19頁、200号87-102頁(1999年)、202号7-20頁、203号4-21頁(2000年)、205号4-12頁、206号13-23頁、208号45-59頁(2001年)
- * 能見善久「信託の現代的機能と信託法理」ジュリスト1164号12-18頁(1999年)
- * 神田秀樹「信託業に関する法制のあり方」ジュリスト1164号19-30頁(1999年)
- * 樋口範雄「信託法の現在 比較法的スケッチ」ジュリスト1164号31-37頁(1999年)
- * 能見善久 = 山田誠一 = 道垣内弘人「現代信託法の展望」信託研究24号65-121頁(1999年)
- * 「(シンポジウム)商事信託に関する立法論的研究」信託法研究25号1-205頁(2000年)
- * 道垣内弘人「最新信託法判例批評(1)~(9完)」金融法務事情1591号40-46頁、1592号19-24頁、1593号18-24頁、1594号69-74頁、1595号46-51頁、1596号70-76頁、1597号66-72頁、1598号42-48頁(2000年)、1600号81-85頁(2001年)
- * 金融法委員会「信託法に関する中間論点整理」ジュリスト1217号143-163頁(2002年)

[1]信託とは何か

1.信託の実際の例

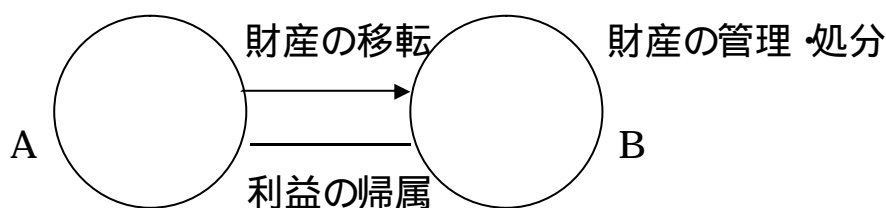
近時、わが国においては、証券投資信託、年金信託、または、信託を用いた流動化スキームという取引・金融商品の社会経済における重要性が増大し、また、これらへの人々の関心が高まっている。これらは、いずれも信託という法形式を用いた取引・金融商品である。実際の信託は、多様である。ビッグやヒットと呼ばれる金融商品も、信託という形式を用いたものであり、MMF や公社債投信と呼ばれる金融商品は、それぞれ、証券投資信託の一種である(信託の種類について、(表1)参照)。

2.信託の構造

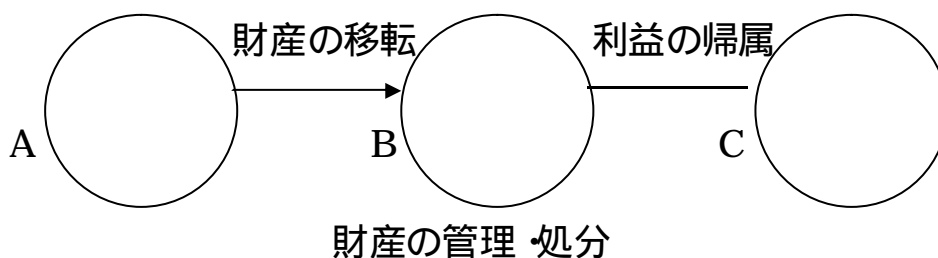
或る者(A)が、他人(B)に、自己が有していた財産を移転し、その他人(B)が財産を管理し、場合によっては処分するが、その管理と処分は、一定の目的のもとで行なわれ、その財産または財産の管理・処分から得られる利益は、その財産を管理・処分する者(B)ではなく、或る者(A)または第三者(C)に帰属するという構造が、信託の基本的な構造である。利益が或る者(A)に帰属する場合を【タイプ Ⅰ】とし、第三者(C)に帰属する場合を【タイプ Ⅱ】とする。証券投資信託、年金信託、信託を用いた流動化スキームは、いずれも、このような構造を有している(図1参照)。

(図1)

【タイプ Ⅰ】



【タイプ Ⅱ】



3. 信託を規律する法律（法源）

わが国において、信託を規律する最も重要な法律は、信託法である。大正12年に施行された。また、担保付社債は、信託を用いて発行することを定める担保付社債信託法は、明治38年に施行された。以下では、主として、信託法によって規律される信託の法律関係を明らかにすることにする。

4. 制度の導入にあたって参照された外国法

信託は、基本的には、英米法におけるトラスト(trust)という制度を参照しつつ、わが国に導入された。信託と関連し、類似し、また、隣接する制度と位置づけることができる契約、代理、委任、法人という制度を定める民法と同じく会社という制度を定める商法が、いずれも、ヨーロッパ大陸法、具体的には、フランス法・ドイツ法を参照しつつ、わが国に導入されたことと対照的である。

5. わが国における実際の信託の特徴

わが国における実際の信託の大多数は、信託業を営むことができる銀行を、一方の当事者(2.におけるBにあたる。タイプの場合とタイプの場合のいずれも、現実にある)としたものとなっている(金融機関/信託業務/兼営等二関スル法律(以下、兼営法という)1条参照)。信託業を営むことができる銀行は、現在少なくないが、取引の量などの点から、最も重要な地位を占めるのが「信託銀行」である(日本の信託銀行について、(表2)参照)。また、このような状況の前提には、わが国において、信託を業として行なうには、免許を得なければならないとする信託業法にもとづく規制がある(信託業法1条)。このような特徴のもとで、わが国の信託の多くは、信託法によって規律される(3.参照)とともに、兼営法、そして、兼営法4条等によって準用される信託業法によって、規律されている。また、信託の金融商品としての側面、および、金融取引を組成する手段という側面(1.参照)が大きな意味を持っているということも、わが国における実際の信託の特徴である。

6. 個人間の信託と信託法

わが国において、信託銀行と無関係に信託を行なうことは、可能である。

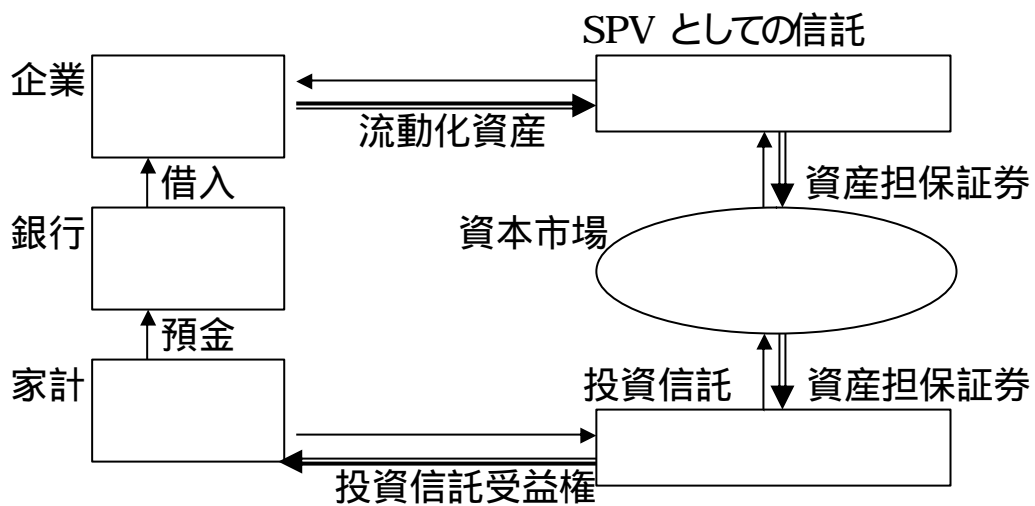
また、信託をわが国に導入する際に参照された英米法における trust 制度においては、金融商品としての信託という側面とともに、あるいは、それ以上に、個人の資産を管理し、世代間で承継させるための制度としての側面が、信託にとって重要である。わが国における遺言による相続に隣接する役割を果たすものである。わが国においては、実際の信託を前提とする限りでは、このような個人間の信託がもつ意味は大きいものではない。しかし、個人間の信託は、信託法によって規律されるべきものであり、したがって、信託法の解釈においては、信託銀行が一方の当事者となった金融商品としての信託だけを念頭におくのではなく、個人間の信託をどのように規律すべきかという視点も、備えていなければならない。

7. 現代社会における信託の役割

金融を全体として見た場合、資金の供給者（家計）が銀行を經由して資金の需要者（企業、政府）に資金を供給する方法は、資金供給、すなわち、金融の最も重要なチャンネルであった。しかし、そのようなチャンネルは、銀行に過大なリスクを負担させることになり、今後、このチャンネルの役割は、低下させていくべきであると考えられる。その結果、資金の供給者が、自ら、資金供給に伴うリスクを負担することになるが、企業・政府が発行する株式・債券を直接保有することのリスクは小さくなく、多くの資金の供給者が、そのようなリスク負担を好んで選択するかどうか、また、リスク負担に耐えられるかどうかについて、問題はなくはない。そこで、専門家が介在し、リスクの大きさを一定程度に制御しつつ、そのようなリスクを、資金の供給者が負うようなチャンネルの重要性が強く指摘されている。このようなチャンネルのための金融商品の代表例が、投資信託であり、流動化スキームによって組成された商品である（流動化スキームは、常に信託を用いるというではないが、流動化スキームのなかには、信託を用いたものがある）（図2参照）。また、現在、わが国は急速に高齢化社会を迎えている。高齢者が安全な生活を送るためには、その適切な財産管理が不可欠であり、信託は、そのための重要な法的手段である。さらに、近時の環境問題、福祉問題、国際協力分野におけるNPO、NGOの活躍は、公益を担うのは、中央・地方の官庁・役所であり、または、官庁・役所の監督の下で行なわれるものという意識から、公益は官庁・役所とともに、民間セクターによって担われるものであるという認識への変化の現われであると考えられる。信託は、民間が、官庁・役所とは異なった発想にもとづいて、公益を

担おうとするときの重要な法的な手段でもある(3.タイプ において、Cに公益があたる)(公益信託について、(表3)参照)。

(図2)



[2]信託の基本概念

1.信託の定義

信託とは、財産権の移転その他の処分をし他人をして一定の目的にしたがって財産の管理または処分をさせることをいう(信託法1条)。財産権の移転が行なわれることと、財産権の移転を受けた者が、一定の目的にしたがって、移転を受けた財産の管理または処分をすることが、信託の構成要素である。

2.信託における当事者(その1) 委託者

財産権の移転その他の処分をし、他人をして一定の目的にしたがって財産の管理または処分をさせる者を、委託者という

3.信託における当事者(その2) 受託者

委託者から、財産の移転その他の処分を受け、一定の目的にしたがって財産の管理または処分をする者を、受託者という。未成年者、成年被後見人、被補佐人、破産者は、受託者になることができない(信託法5条)

4.委託者と受託者の関係

財産権が委託者から受託者に移転することに注目すると、委託者が財産の譲渡人であり、受託者が財産の譲受人である。委託者が、受託者に、財産の管理または処分をさせるという点に注目すると、委任契約において、委任者が受任者に事務の処理を委託すること(民法643条、644条参照)に類似する。

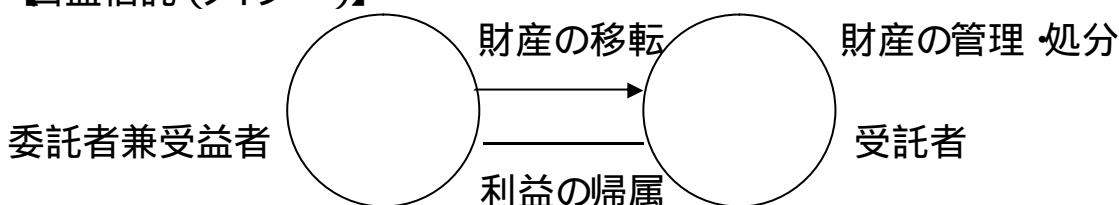
5.信託における当事者(その3) 受益者

信託によって、すなわち、受託者が財産を管理または処分することによって、利益を受ける者を、受益者という。利益を受ける受益者の地位のことを、受益権という。受益者とは、委託者が、信託の利益を与えようと意図した者である。委託者が受益者である場合と、委託者以外の第三者が受益者である場合とがある。委託者が受益者である場合は、委託者は、自己の利益のために、受託者に財産を移転し、受託者にその財産の管理または処分をさせることになる。したがって、自益信託という。自益信託におけ

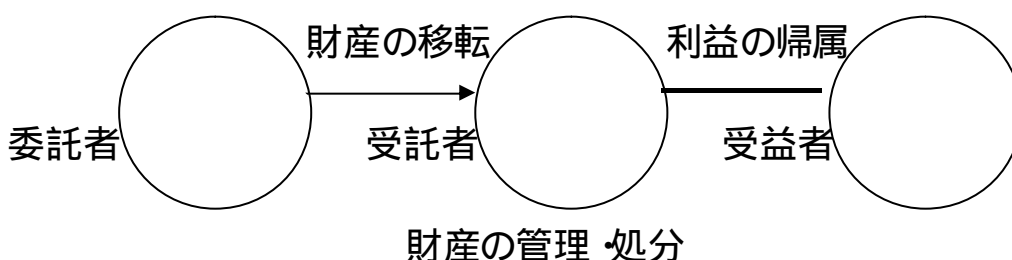
る当事者は、委託者兼受益者と受託者の2当事者である。委託者以外の第三者が受益者である場合は、委託者は、他人である第三者の利益のために、受託者に財産を移転し、受託者にその財産の管理または処分をさせることになる。したがって、他益信託という他益信託における当事者は、委託者、受託者と受益者の3当事者である(図3参照。図1も参照)。

(図3)

【自益信託(タイプ)】



【他益信託(タイプ)】



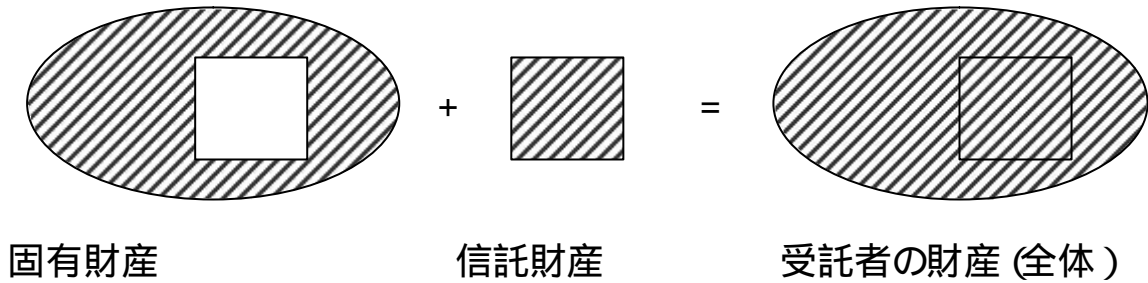
6.信託財産(その1)

委託者から受託者にその権利が移転し、かつ、受託者が一定の目的にしたがって管理または処分する財産を、信託財産という。金銭、不動産、動産、有価証券(株式、債券)、債権、無体財産権などを、信託財産とすることができ、または、それらの集合を信託財産とすることができる。信託法は、信託財産とすることができる財産について、制限をしていない。しかし、信託業法・兼営法は、信託銀行が受託者となる信託において、信託財産とすることができる財産を制限している(信託業法4条、兼営法1条1項)。

7.固有財産

受託者の財産で、信託財産ではないものを、固有財産という(図4参照)。

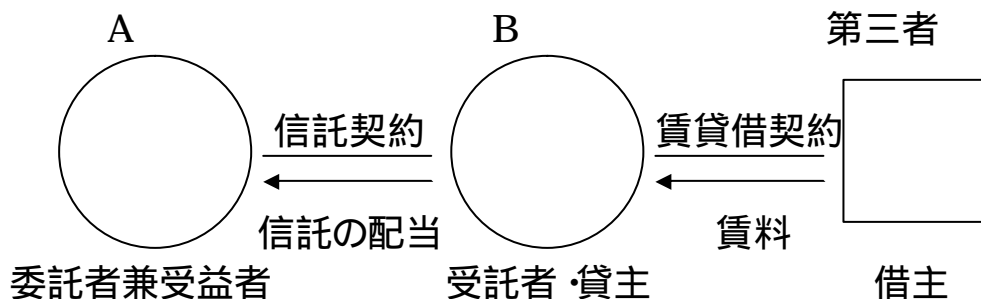
(図4)



8. 自益信託の例

A (委託者兼受益者)が土地とその上の建物を所有していた。A は、建物を第三者に賃貸して賃料収入を得たいと考えるが、土地と建物の管理、建物の借主となる第三者との契約の締結、借主からの賃料支払の管理など、土地と建物に関する一切の法律関係を、建物の管理等について専門的な知識経験を持っているB (受託者)に委ねたいと考えた。そこで、A とB とが信託契約をして、以下の事項について定めた。A からB に土地と建物の所有権を移転する。B は建物の管理、建物の借主となる第三者との契約の締結、および、借主からの賃料支払の管理を、自ら所有者として、すなわち、貸主として行なう。B は第三者との賃貸借契約から得られた賃料から、建物管理のために支出した費用を差し引き、その残額を受益者に支払う。この信託の期間を10年間として、信託が終了したら、信託財産である土地と建物の所有権を、B からA に移転する。A はB に、報酬を支払う(図5参照)。このとき、受託者(B)から賃料から費用と報酬を差し引いた残額(信託の配当)の支払いを受ける受益者(A)の地位が、受益権である。

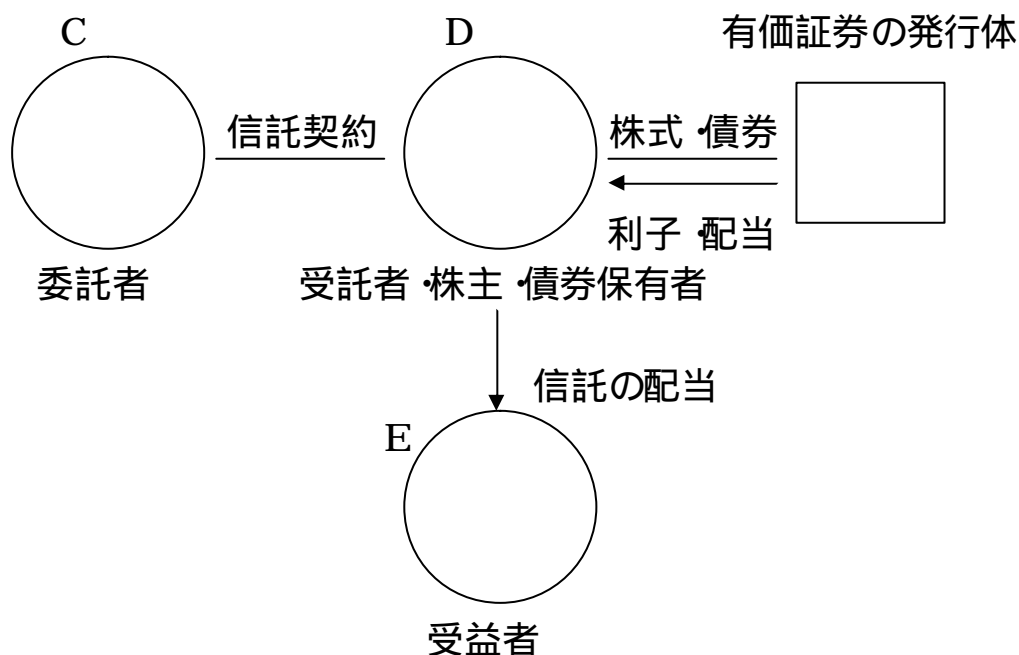
(図5)



9. 他益信託の例

C (委託者)が、自己が現在有する金銭 1000万円によって、第三者 E (受益者)の生活の支援を、将来 10年間にわたってしたいと考えた。そのため、現在有する資金を有価証券で運用しつつ、1年に1度 10回にわたって、E に金銭が支払われるという方法で支援が行なわれると適切であると考えた。また、有価証券での運用と E への金銭の支払いの管理は、有価証券の運用について、専門的な知識経験を持っている D (受託者)に委ねたいと考えた。そこで、C と D が信託契約をして、以下の事項について定めた。 C から D に金銭を 1000万円支払う(C から D に金銭の所有権が移転する)。 D はその金銭をもって有価証券を購入し、利子配当を受け取り、必要な場合には、有価証券を売却する。 D は、10回のおおむね同じ額の支払いをして 10年間で信託財産の額がゼロになるように支払額を定め、1年ごとに、その額の金銭 (信託の配当)を、E に支払う(10回目の支払では、全部の信託財産を金銭にかえて、それを支払う)。 D は、信託財産から必要な費用と、予め C との間で定めた額の報酬を受け取る(図 6参照)。このとき、受託者 (D)から、10年間おおむね同じ額の金銭の支払を受ける受益者 (E)の地位が、受益権である。

(図 6)



[3]信託の成立

1.信託の成立原因

信託は契約または遺言によって成立する。信託を成立させる法律行為を、信託行為という

2.信託契約の成立・信託契約の当事者

信託契約は、委託者と受託者の合意によって成立する。他益信託の場合、受益者は合意には加わらない。他益信託の場合、委託者と受託者による信託行為のなかで、第三者が受益者として指定されることによって、その者は受益者になり、受益権を取得する(信託法7条。信託法に別段の定めがない場合)。すなわち、受益者は、同意(受益の意思表示)をしなくても、受益者となり、受益権を取得する。第三者のためにする契約について、民法が、受益者の受益の意思表示を、受益者の諾約者に対する権利が成立する要件とする規律(537条)と対照的である。

3.信託契約の効果

委託者は、受託者に、信託財産を移転する義務を負う。信託財産は、原則として、信託契約の効果として、委託者から受託者に、移転する(民法176条)。信託財産が、受託者に移転すると、受託者は、受益者(委託者兼受益者を含む)に対して、信託にもとづき義務を負い、受益者は、受益権を取得し、信託財産について、一定程度の独立性が生ずる。・
を[4]信託における内部関係において説明し、を[5]信託と第三者との関係において説明する。

4.信託財産移転の第三者対抗要件

委託者から受託者に移転した信託財産が不動産の場合は、民法177条にしたがって所有権移転登記をしなければ、受託者に所有権が移転したことを、第三者に対抗することができない。この所有権移転登記を、不動産登記法は「信託による不動産の所有権の移転の登記」とい(110条の2)。一般原則にしたがい、受託者(登記権利者)と委託者(登記義務者)の共同申請にもとづいて行なう。登記原因は、「年月日信託」である(登記例【1】参照)。信託財産が動産の場合は、民法178条にしたがって引き渡しをしなければ、受託者に所有権が移転したことを、第三者

に対抗することができない。信託財産が指名債権の場合は、民法 467条にしたがって確定日付ある証書による通知または承諾をしなければ、受託者に指名債権が移転したことを、第三者に対抗することができない。

5.信託財産であることの公示 (その1)

登記または登録すべき財産権については、信託は、その登記または登録をしなければ、それを第三者に対抗することができない(信託法 3条)。不動産については、「信託による不動産の所有権の移転の登記」と同一の登記申請書によって、「信託の登記」を申請し(不動産登記法 110条の2第1項)、「信託の登記」は、「信託による不動産の所有権の移転の登記」と同一順位の記事欄に登録される(登記例【1】参照。幾代通 = 徳本伸一補訂・不動産登記法(第4版)330 - 331頁参照(1994年)参照)。

[4]信託における内部関係

1.受託者の義務

受託者は、信託行為で定められた内容にしたがって、信託財産の管理または処分を行なう義務(信託事務を処理する義務)を負う(信託法4条)。

2.受託者の善管注意義務

受託者は、信託の本旨にしたがい、善良なる管理者の注意をもって、信託事務を処理する義務を負う(信託法20条)。委任に関する民法644条(受任者の善管注意義務)参照。受託者の管理の失当(善管注意義務違反)により信託財産に損失が生じた場合は、委託者および受益者は、受託者に対して、損失の填補を請求することができる(信託法27条)。受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分した場合は、委託者および受益者は、受託者に対して、信託財産の復旧を請求することができる(同条)。

3.受託者の帳簿備置義務・財産目録作成義務

受託者は、帳簿を備え信託についてその事務および計算を明らかにする義務を負い(信託法39条1項)。受託者は、信託を引き受けたときおよび毎年1回一定の時期に信託について財産目録を作成する義務を負う(同条2項)。委任に関する民法645条(受任者の報告義務)参照。

4.受託者の分別管理義務

受託者は、信託財産と固有財産とを分別して管理する義務を負う(信託法28条本文)。受託者が分別管理義務に違反して信託財産に損失が生じた場合は、委託者および受益者は、受託者に対して、損失の填補を請求することができる(信託法29条1項)。分別管理義務違反と損失の発生との間に因果関係がある以上は、たとえ、不可抗力によるとしても、受託者は責任を免れない(同条2項)。金銭については、信託財産と固有財産とを分けて計算を明らかにすれば足りる(信託法28条但書)。

5.受託者の忠実義務

受託者は、もっぱら受益者の利益のためにのみ行動をしなければならな

い。このことを、受託者の忠実義務という具体的には、受益者の利益と受託者個人の利益とが衝突するような地位に身を置いてはならない(利益相反行為の禁止)。信託事務の処理に際して自ら利益を得てはならない、信託事務の処理に際して第三者の利益を図ってはならないということの内容とする。しかし、信託法は、このような内容の忠実義務を、具体的に明確な仕方では、規定していない。ただし、信託法22条は、信託財産を固有財産とすることを禁止している。これは、上記の利益相反行為の禁止を定めているものと考えることができる。さらに、利益相反行為に直接取引とともに間接取引が含まれるか、信託の機会や信託に帰属する情報を、受託者が利用して得た成果を信託に帰属させないことが許されるかという問題があり、また、受益者の同意があれば信託財産を固有財産とすることや、固有財産を信託財産とすることが許されないかという問題がある。

6. 受益者の受益権

受益者は、受益権の内容である給付([2]8.と9.では、信託の配当とよんだ)の履行を、受託者に対して求めることができる。受託者は、信託財産を限度に、受益者に対して責任を負う(信託法19条)。

7. 受益者の書類閲覧請求権

受益者は、受託者が備えた帳簿、受託者が作成した財産目録、および、信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求することができ、信託事務の処理について受託者に説明を求めることができる(信託法40条)。

8. 受託者の報酬を受ける権利

受託者が報酬を受ける旨の特約がある場合には、受託者は報酬を受けることができる(信託法35条)。その場合、受託者は、信託財産を処分して、その代価から報酬を受けることができる(同37条)。ただし、受託者の善管注意義務違反等(同27条)または分別管理義務違反(同28条、29条)によって、受託者が損失の填補または信託財産の復旧の義務を負う場合は、その義務を履行した後でなければ、受託者は報酬を受けることができない(同38条)。

9. 受託者による信託事務の第三者への委託

受託者は、已むこと得ない事由があるか、または、信託行為に別段の定めがある場合、他人(第三者)をして、自己にかわって信託事務を処理させることができる(信託法26条1項)。この場合、受託者は、選任監督の義務のみを負い、第三者は、受託者と同一の責任を負う(同条2項3項)。任意代理に関する民法104条、105条、107条2項(復代理)参照。

[5]信託と第三者との関係

1.信託財産 (その2)

信託財産とは、信託契約にもとづいて委託者から受託者に権利が移転した財産 ([2]6.参照)。信託財産を処分することによって取得した財産 (信託法 14条は、信託財産の処分により受託者が得た財産と定める)、信託財産から生じた財産によって構成される。の例は、金銭 (信託財産) を支払って取得した有価証券、有価証券 (信託財産) を売却し代金として支払を受けた金銭であり、の例は、有価証券 (信託財産) から生じた利子配当、建物 (信託財産) から生じた賃貸賃料である。

2.信託財産であることの公示 (その2)

信託が成立した後に他から取得して信託財産となったものについても、登記または登録すべき財産権については、信託は、その登記または登録をしなければ、それを第三者に対抗することができない (信託法 3条)。受託者が売買契約によって他 (売主) から取得した不動産については、売主から受託者への不動産の所有権の移転の登記」と同一の登記申請書によって、「信託の登記」を申請し (不動産登記法 110条の2)、「信託の登記」は、「売主から受託者への不動産の所有権の移転の登記」と同一順位の事項欄に登記される (登記例【2】参照。幾代 = 徳本補訂・不動産登記法 (第4版) 331 - 332頁参照)。

3.受託者の権限

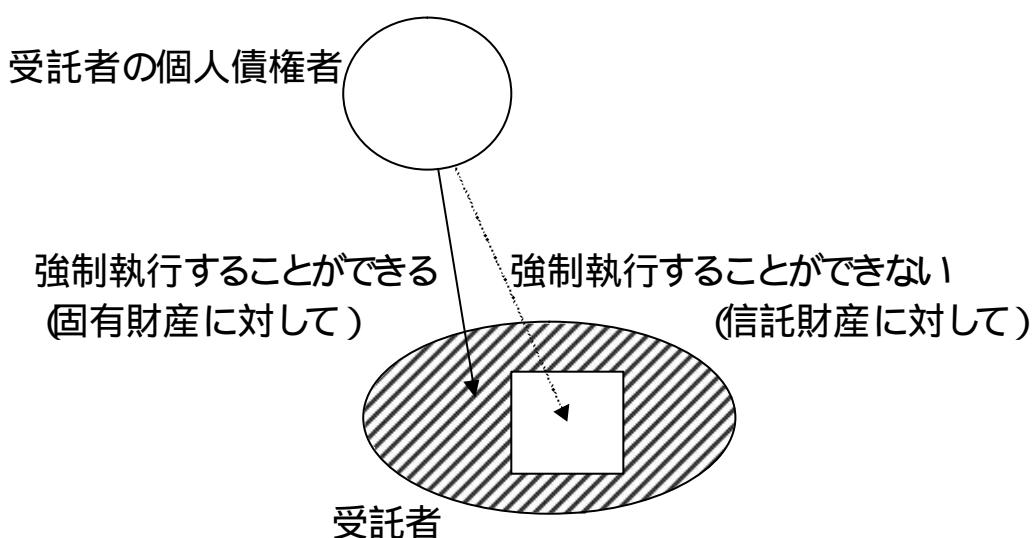
受託者は、信託行為で定められた内容にしたがって、信託財産の管理または処分を行なう権限を有する (信託法 4条参照)。受託者は、自ら当事者となって、信託財産の管理または処分のための契約を、第三者と締結することができる (信託財産の所有者は、受託者である)。委託者や受益者の代理人として、第三者と契約を締結するのではない (信託財産の所有者は、委託者や受益者ではない)。受託者は、自ら当事者となって、訴訟を提起し、訴訟を提起される。

4.信託の事務とは無関係に受託者に対して権利を有する者の地位

信託の事務とは無関係に受託者に対して権利を有する者 (受託者の個人債権者) は、受託者の財産のうち、固有財産に対しては強制執行をす

ることができるが、信託財産に対しては強制執行をすることができない(信託法16条1項)(図7参照)。例えば、受託者が信託の事務とは無関係に契約を締結した相手方(受託者が金銭の借入れをした貸主)は、受託者に対して契約上の債権を取得し、受託者が信託の事務とは無関係に過失により損害を与えた被害者・固有財産の設置管理の瑕疵により損害を受けた被害者は、受託者に対して不法行為にもとづく損害賠償請求権を取得する。しかし、これらの者は、信託財産に対しては強制執行をすることができない。受託者が破産した場合には、信託財産は、破産財団に含まれない。

(図7)

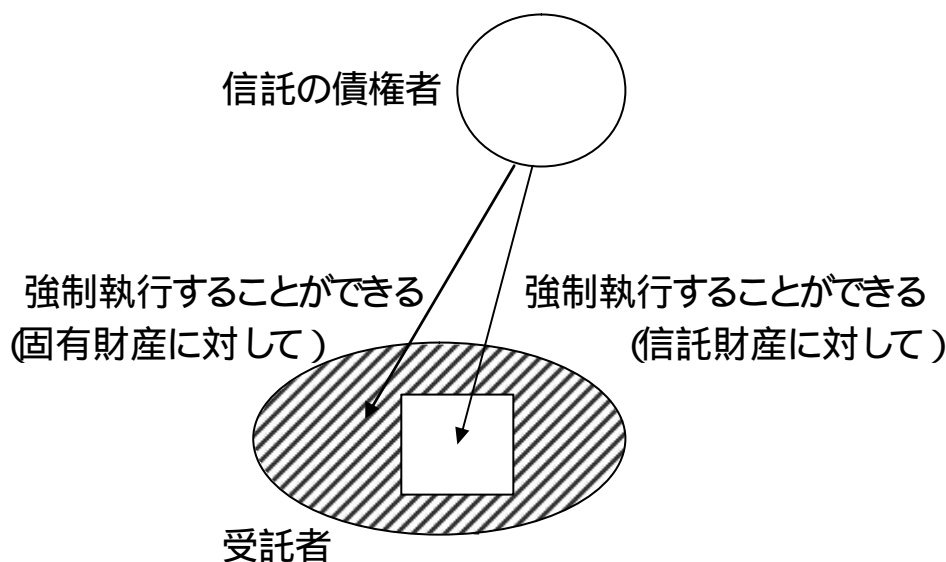


5. 信託の事務につき受託者に対して権利を有する者の地位 信託が負う債務

信託の事務につき受託者に対して権利を有する者(信託債権者)は、受託者の財産のうち、固有財産に対して強制執行をすることができ、また、信託財産に対しても強制執行をすることができる(信託法16条1項の反対解釈)(図8参照)。例えば、受託者が信託の事務につき契約を締結した相手方(受託者が金銭の借入れをした貸主)は、受託者に対して契約上の債権を取得し、受託者が信託の事務につき過失により損害を与えた被害者・信託財産の設置管理の瑕疵により損害を受けた被害者は、受託者に対して不法行為にもとづく損害賠償請求権を取得する。これらの者は、信託財産に対しては強制執行をすることができる。このような第三者が信

託の事務につき受託者に対して有する権利を、信託の側からみると、信託が負う債務とらうことができる。

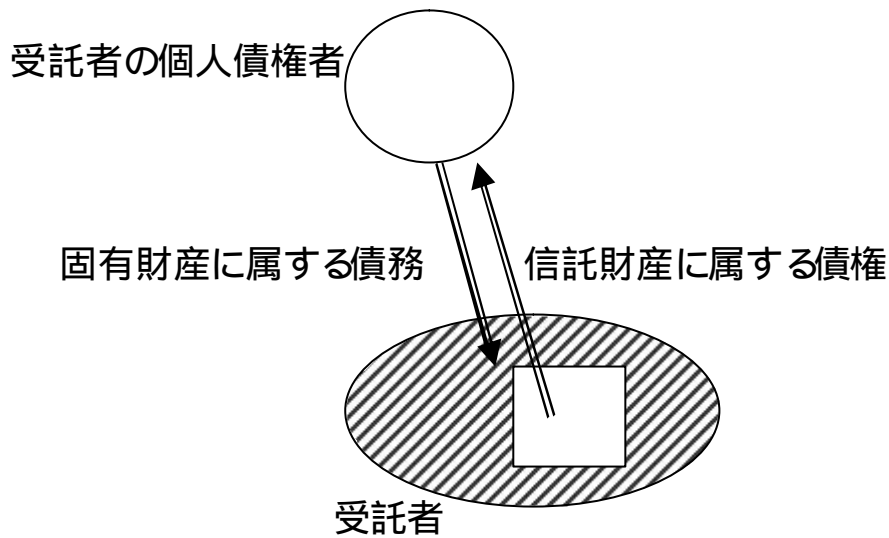
(図 8)



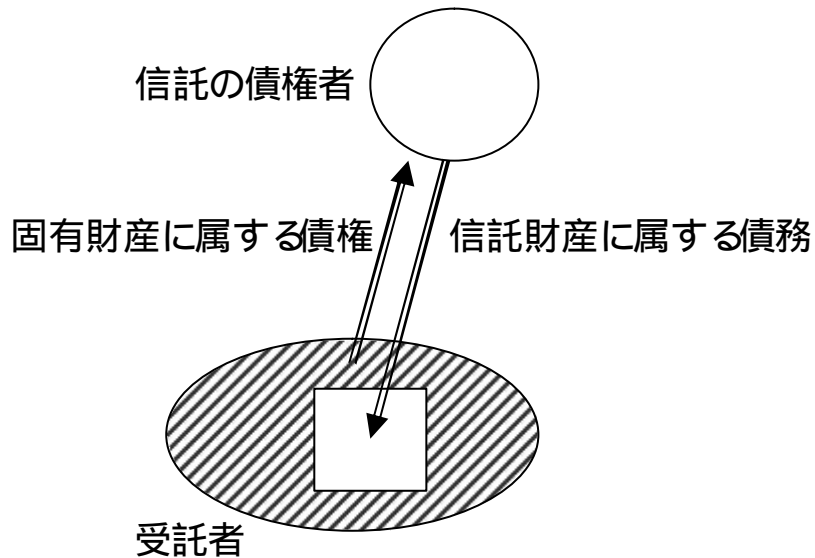
6. 信託財産に属する債権と固有財産に属する債務との相殺の禁止

信託財産に属する債権は受託者の債権である。固有財産に属する債務(受託者が負う債務であって、信託が負う債務ではないもの)は受託者の債務である。前者の債務者と、後者の債権者とが同一であっても、二つの債権を相殺することはできない(信託法 17条)(図 9参照)。受託者からの相殺であっても、相手方からの相殺であっても、同様である。信託財産からの出捐によって、固有財産が免責されることを防ぐ趣旨である。信託法 16条と同一の趣旨であると考えられる。組合に関する民法 677条参照。他方で、信託財産に属する債務(受託者が負う債務であって、信託が負う債務であるもの)の債権者と、固有財産に属する債権の債務者とが同一である場合、二つの債権を相殺することができるかどうかは、信託法 17条は直接規律していない(図 10参照)。相殺ができるとすると、固有財産からの出捐によって、信託財産が免責されることになる。

(図9)



(図10)



7. 信託財産の独立性

信託財産が信託が負う債務のみの責任財産となっているという意味で、信託財産の独立性を認めることができる。また、受託者が自然人の場合、受託者が死亡したとき、信託財産は相続財産に属さない(信託法15条)。新受託者が裁判所によって選任され、信託財産は新受託者に移転する(同49条1項、50条1項)。

8. 受託者による信託財産の処分(原則)

受託者が信託の本旨にしたがって処分（譲渡）をした信託財産について、処分の相手方（譲受人）は、その権利を取得する。

9. 受託者による信託財産の処分（例外）

受託者が信託の本旨に反して処分（譲渡）をした信託財産について、処分の相手方（譲受人）は、その権利を取得するが、その信託財産に信託の登記または登録があった場合、または、相手方がその処分が信託の本旨に反することを知りまたは重大な過失によって知らなかった（悪意または重過失）場合、受益者は、相手方に対して処分を取消することができる（信託法31条）。受託者が信託の本旨に反して処分をした場合、取消しの可否にかかわらず、受託者は信託財産の復旧義務を負う（同27条）。

10. 信託が負う債務の履行

信託が負う債務の履行は、受託者が行なう。信託が負う債務には、信託に関して受託者が負担した租税、公課が含まれる（信託法36条1項）。受託者は、信託財産から、信託が負う債務の履行をすることができる。そのとき、信託が負う債務の内容が金銭の支払であった場合、信託財産に金銭があればそれを支払い、信託財産に金銭がなければ信託財産を売却してその代価から支払うことができる。受託者は、固有財産から、信託が負う債務の履行をすることができる。そのとき、信託財産に金銭があれば、それを固有財産とすることができ、信託財産に金銭がなければ信託財産を売却してその代価を固有財産とすることができる（信託法36条1項）。また、受託者が信託事務を処理するために自己に過失なくして受けた損害について、受託者は、信託財産に金銭があれば、それを補償として、固有財産とすることができ、信託財産に金銭がなければ、信託財産を売却してその代価を、その補償にあてることができる（同条同項）。ただし、受託者の善管注意義務違反等（同27条）または分別管理義務違反（同28条、29条）によって、受託者が損失の填補または信託財産の復旧の義務を負う場合は、その義務を履行した後でなければ、受託者は、いずれの権利も行使することができない（同38条）。

11. 受託者の受益者に対する補償請求権

信託が債務を負った場合、および、受託者が信託事務を処理するために自己に過失なくして損害を受けた場合、受託者は、受益者に対して費

用または損害の補償を請求することができる(信託法36条2項)。ただし、受益者が受益権を放棄すると、受託者は受益者に補償を請求することができない(同条3項)。

[6]信託の終了

1.信託の終了事由

信託行為をもって定めた事由が発生したとき、信託の目的を達成したとき、信託の目的を達成することができない状態に至ったとき、信託は終了する(信託法 56条)。

2.信託の解除

委託者が受益者である場合(自益信託)委託者はいつにても信託を解除することができる(信託法 57条)。信託の解除について信託行為に定めがあるときは、その定めにしたがって、信託を解除することができる(信託法 59条)。信託は解除によって、将来に向かって終了する。にもとづいて、信託が解除された場合は、信託財産は、受益者に帰属する。

3.信託の終了による信託財産の帰属

信託の終了によって、信託財産は、信託行為に信託財産の帰属権利者が定められている場合には、その帰属権利者に、帰属権利者がいない場合は、委託者に帰属する(信託法 62条)。

[7]その他の重要な問題 (項目のみ)

1. 遺言による信託
2. 受託者が複数の場合
3. 受託者の任務の終了
4. 受益者が複数の場合
5. 信託契約の変更
6. 信託の併合、分割
7. 「信託財産の破産」について

(表 1)信託の種類 (『信託』209号 165頁 (2002年)から引用)

(表 2)日本の信託銀行 ((「信託」209号 178頁 (2002年)から引用)

(表3)公益信託(『信託』209号 172頁(2002年)から引用)